

# 土砂災害防止法に基づく

# 土砂災害警戒区域などの指定

▽急傾斜地の崩壊II6カ所(うち特別警戒区域II6カ所)  
 △急傾斜地の崩壊II6カ所(うち特別警戒区域II6カ所)  
 △急傾斜地の崩壊II6カ所(うち特別警戒区域II6カ所)



▽急傾斜地の崩壊II22カ所(うち特別警戒区域II21カ所)  
 △急傾斜地の崩壊II22カ所(うち特別警戒区域II21カ所)

▽別警戒区域IIなし  
 △別警戒区域IIなし

平成23年度の市の指定箇所数

現在、県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」に基づき、がけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害から住民を守るために、土砂災害警戒区域などの指定の作業を進めています。

問い合わせ先  
 生活安全課 ☎(36)5050



警戒区域や特別警戒区域に指定された区域では、宅地建物取引業者は、警戒区域内である旨について重要事項説明をすることが義務付けられます。特に特別警戒区域



区域に指定されると制限がかかります



また、イエローゾーン(レッドゾーン)に指定されます。

土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定します。

また、イエローゾーンの区域内で、建築物が損壊し、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定します。

「土砂災害防止法」とは、土砂災害から住民のみなさんの生命を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を事前に明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限などを実施するものです。



土砂災害防止法の目的は、土砂災害から住民の生命を守ることです

## 警戒区域指定に関する質問

▽住宅分譲や災害時要援護者関連施設建築のための開発行為は許可制となります

▽住宅の建築などをする際には土砂災害を防止・軽減する構造にする必要があります

▽著しい損壊が生じるおそれのある建築物に対しては、移転勧告をする場合があります(勧告による移転者には住宅金融公庫の融資などの支援措置があります)



警戒区域や特別警戒区域に指定された区域への登録をお願いします(詳しくはホームページ参照)。



**問** 過去に土砂災害のない土地でも指定になるのですか?  
**答** 土砂災害は自然現象であり、今まで起こらなかったから将来も起こらないとは限りません。基礎調査の対象は、土砂災害が発生する恐れがある土地で、過去の災害の有無には関係ありません。

**問** どのような調査をして区域を決めているのですか?  
**答** 航空写真から三次元の地図を作成し、現地での地質などを確認した上で予想される衝撃力などを計算しています。区域を決定する際は、斜面の傾斜や状況など、現地で実際に確認しています。

**問** どのような基準で区域を指定するのですか?  
**答** 過去に実際に発生したがけ崩れや土石流などのデータから基準を決めています。がけ崩れは傾斜度30度以上、高さ5メートル以上、土砂の到達範囲は斜面上では高さの2倍(最大50メートル)、斜面上部は10メートルです。



**問** なぜこのような法律が必要なのですか?  
**答** 危険な箇所での市街地開発の進み方が早く、防災工事が追いつかないのが実情です。そのため危険な箇所での開発を規制します。

**問** 指定される区域は、住民にどのように知らせるのですか?  
**答** 事前の住民説明会や指定後にホームページなどでお知らせします。

土砂災害が発生する場所は未然に分らないことと、繰り返し発生する場合もあります。そのため調査で、発生するおそれがある区域を指定して危険な箇所を住民のみなさんへお知らせします。